

上富田町 こども計画

概要版

令和 8 年度～令和 12 年度



令和 8 年 3 月

上富田町



上富田町子ども計画の概要

計画の趣旨

- 子どもを取り巻く状況が大きく変化中、国では、「子ども基本法」や「子ども大綱」において、全ての子ども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。
- 子ども・若者に関する施策を総合的に推進するために、本計画を策定します。

位置づけ

- 子ども基本法第10条第2項に定める「市町村子ども計画」として、子ども・若者に関する計画を一体的に策定するものです。
- 本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「放課後児童対策パッケージ」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」「少子化に対処するための施策」を含みます。

若者・関係団体・機関の意見

若者アンケート調査からの意見

お金の心配をすることなく学べるような支援が必要 **65.0%**
困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制の整備が必要 **35.3%**

「子どもまんなか社会※」の実現に向かっていると思う **7.9%**
子どもの権利が十分に尊重されていると思う **14.6%**

資料：子ども・若者の生活や意識に関する調査（町内在住19歳～34歳の方対象）



※子どもまんなか社会

子どもまんなか社会とは、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えることで、全ての子ども・若者が身体的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

若者からは、お金の心配をすることなく学べるような支援が必要という意見等が多く、一人ひとりの子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを等しく保障される支援が求められます。また、子どもの権利が保障された「子どもまんなか社会」の実現に向かっていく必要があると考えられます。

関係団体・機関からの意見

世代を超えて人が集まれる居場所がほしい

不登校・ひきこもりの問題を町全体の問題として考え、学校と町が連携して見守っていくことが必要

子ども自身だけでなく、大人も子どもの権利を知ることが必要

自己肯定感を育み、自己表現の機会を与え、多様性を尊重する心を育てることが必要

子どもが室内で体を動かして遊べる場がほしい

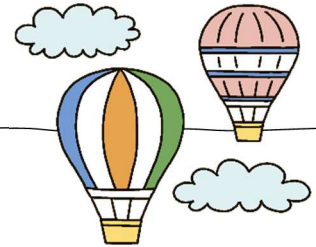
子育て支援の充実・居場所づくりが必要

資料：地域の子ども・若者を支える関係機関・団体への調査



遊び場や居場所を求める意見に加え、子どもが自分らしく、権利を守られながら幸せに成長していくためになどについて意見が多く挙げられ、教育機関のみならず、子どもに関わる大人や町全体が一丸となって子どもを見守っていく取組が必要であると考えられます。

計画の体系



基本理念

子ども・若者の権利を尊重し、

子どもと若者の輝きが全ての人を笑顔で結ぶまち 上富田

子どもや若者にとって最善の利益を第一に考え、子ども・若者が夢や希望を持ちながら、社会で活躍できるよう成長を支えるために、ライフステージに応じた総合的なサポートを地域全体で推進します。

基本目標

基本理念の実現のため、3つの基本目標を掲げて施策を展開します。

基本目標 1

子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本目標 2

ライフステージの各段階における環境の充実

基本目標 3

子育て世帯への支援の充実

基本施策1 こどもの意見や権利の尊重

令和5年4月に施行された「こども基本法」の周知啓発を図りつつ、こどもの権利についての理解を深める取組を推進します。また、こどもや大人が権利について知り、こども自身が意思表示したり、声をあげたりすることができる環境づくりを推進します。

- 取組： (1) 人権普及啓発事業
(2) 思春期保健対策等の推進



基本施策2 こども・若者の居場所づくりと相談体制の充実

全てのこども・若者が、日常生活の中で、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、こどもが安心して過ごしたり学んだりすることができる居場所づくりと、こども・若者がいつでも相談できる体制の充実を図ります。

- 取組： (1) 寺子屋塾（生馬公民館）
(2) 児童館運営事業



基本施策3 子育て家庭の経済的負担の軽減

安心してこどもを生き育てることができるよう、子育てにおける困りごとの要因の一つとなっている子育てに関する各種費用について、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給に努め、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

- 取組： (1) 児童手当支給事業 (7) 妊産婦アクセス支援事業
(2) 乳幼児・子ども医療費助成制度 (8) ひとり親家庭等の自立支援の推進
(3) ブックスタート事業 (9) 子どものための教育・保育給付事業
(4) マタニティ応援プロジェクト事業 (10) 副食費の実費徴収に係る補足給付事業
(5) 新生児用木製品給付事業 (11) 多子世帯の保育料軽減
(6) 妊婦のための支援給付・かみとんだ未来応援給付金



基本施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別にかかわらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業への取組に対する啓発を行います。また、男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、関係機関や企業等との連携を通じて、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を推進します。

取組： (1) 男女共同参画推進事業

基本施策5 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな取組

行政・地域・民間団体が連携しながら、困難な状況にあるこども・子育て世帯を誰一人取り残さず、早期に個々の特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。また、妊娠期からの包括的で切れ目のない支援や虐待に対する正しい知識の普及等により、虐待の発生予防・早期把握・早期対応に取り組めます。

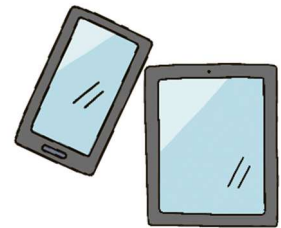
取組： (1) 障がいのあるこどもに関する施策の充実
(2) 児童虐待防止対策の充実
(3) ひとり親家庭医療費助成事業
(4) 小学校就学援助事業 中学校就学援助事業



基本施策6 こども政策のDX推進

書類による対面での行政手続きへの負担感軽減や、子育てに関わる正確な情報を素早く簡単に入手できるよう、国では令和5年3月に「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」が整理され、令和6年7月にはデジタルを活用したこども・子育て施策「デジ育」を展開するなど、具体的な方針が示されています。本町においても、子育て家庭やこども・子育てに関わる方々の負担軽減に向け、様々な場面においてデジタル技術を活用し、こども政策の質の向上を図っていくことが重要です。

取組： (1) 母子保健事業（電子版母子手帳等の導入）
(2) 保育所事業（保育業務支援システムの導入）



乳幼児期**基本施策 1 母子の健康の保持及び増進**

妊娠期からの各種健診を通じて、母子及び児童の健康状態の把握と疾病等の早期発見、健康の保持増進を図ります。また、各種相談・教室等を通じてこどもの発達段階に応じた発達・発育、育児に関する知識・技術の習得を支援し、こどもの健康づくりを推進します。

- 取組：
- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1) 養育支援訪問事業 | (6) 感染症対策事業 |
| (2) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業） | (7) 食育事業 |
| (3) 産後ケア事業 | (8) 保健センター活用事業 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業 | (9) 医療体制充実事業 |
| (5) 母子保健推進員による家庭訪問 | |

基本施策 2 保育所等における保育サービスの充実

こどもの成長と遊びの充実を図るため、町の資源を活用しながら特色ある教育・保育を推進するとともに、保育士等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い教育・保育を提供します。また、柔軟な働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

- 取組：
- (1) 保育所等管理運営
 - ・ 幼児教育・保育環境の整備
 - ・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
 - ・ 保育人材の確保
 - (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
 - (3) 延長保育事業



学童期

基本施策Ⅰ 学校・地域における教育環境の整備

全てのこども・若者の学びを保障するとともに、一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、能力や適性に応じた進路実現に向け、基礎的学力の向上や多様な交流や体験の機会を提供します。また、家庭や学校と連携し、飲酒・喫煙や薬物の有害性、インターネット・SNSに潜むリスク等についての普及と意識啓発を図り、思春期の心身の健康づくりと相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。

- 取組：
- (1) 児童育成支援拠点事業
 - (2) 学校施設整備事業
 - (3) メディアコントロールの推進



基本施策Ⅱ こころと体のケアの充実

こどもたちが学校や地域の中で健やかに成長していくことができるよう、日常生活における様々な不安や悩み事に関する相談支援や、児童・生徒一人ひとりに適した学習支援を行います。また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例について、解決に向けた連携・調整等の支援を行います。

- 取組：
- (1) 教育支援センター
 - (2) スクールカウンセラー活用事業
 - (3) スクールソーシャルワーカー活用事業
 - (4) 精神保健事業
 - (5) 健康管理事業

青年期

基本施策Ⅰ 就労・社会参画への支援

若者世代を対象とした事業や取組を実施し、意見や考えを述べ社会づくりに参画できる機会の確保に努めるとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども等の視点を尊重し、その意見を聴き対話しながら、ともに「住み続けたいと思えるまちづくり」を推進します。

- 取組：
- (1) 青少年健全育成事業
 - (2) 生涯学習振興事業
 - (3) ひきこもりステーション事業
 - (4) 若者サポートステーション With You 南紀との連携
 - (5) 教育奨学金貸付事業

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

誰一人取り残さず、抱える不安を取り除くため、妊産婦、子育て世帯への妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制を充実させるとともに、親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や助言等の支援の充実を図ります。また、多様な保育ニーズに対応するため、子育て世帯の身近な地域において、一時預かりや病児保育等を着実に実施します。

- 取組：
- (1) ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)
 - (2) ショートステイ・トワイライトステイ事業
(子育て短期支援事業)
 - (3) 一時預かり事業
 - (4) 病児保育事業
 - (5) 地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）



基本施策 2 子育てを支援する生活環境の整備

子ども達や子育て家庭が、社会や地域で孤立することなく、様々な交流や遊びの場に参加できるよう、地域全体で子育てを見守り、支える意識の醸成と安心して生活できる環境の整備に取り組みます。

- 取組：
- (1) 安心して子どもを生き育てることができる地域づくり
 - (2) 利用者支援事業



上富田町子ども計画
—概要版—

令和8年3月 発行

上富田町 福祉課 子育て支援班

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地

TEL：0739-34-2373

FAX：0739-47-4005